特別清算開始

平成２８年（ヒ）第１１号
札幌市中央区北21条西15丁目１番16号
清算株式会社　株式会社北海道女子学生会館
代表清算人　橋本　昭夫
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（ヒ）第２０２４号
東京都千代田区丸の内３丁目３番１号新東京ビル225区
清算株式会社　株式会社ＦＴ商事
代表清算人　大平　克郎
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２８年（ヒ）第２号
大津市坂本７丁目33番59号
清算株式会社　株式会社オーディー
代表清算人　杉本　博信
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（ヒ）第３号
沖縄県糸満市西崎町５丁目10番地の14
清算株式会社　ＢＩ株式会社
代表清算人　長嶺　紀昭
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
那覇地方裁判所民事第３部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第２０１号
山口市湯田温泉４丁目４番３号
清算株式会社　株式会社加藤企画
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
山口地方裁判所

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第５号
栃木県佐野市牧町544番地
清算株式会社　株式会社サンモリッツ
代表清算人　宮田　延侑
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
2　弁済場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、清算株式会社の本店所在地において履行することとし、協定債権者が金融機関口座を指定した場合は、同口座に振り込む方法により行う。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生ずる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　預託金返還請求債権
1　定義
預託金返還請求債権とは、協定債権のうち、サンモリッツカントリークラブ会員が清算株式会社に預託している預託金に対する返還請求債権をいう。
2　預託金返還請求債権の弁済及び免除
⑴　清算株式会社は、本協定の認可決定確定後遅滞なく、預託金返還請求債権の４パーセントに相当する額を支払う。ただし、同金額が150,000円を超える場合は、150,000円を限度とする。
⑵　預託金返還請求債権者は、前号の弁済を受けたときに、残余の預託金返還請求債権を放棄する。
第３　貸金返還請求債権
1　定義
貸金返還請求債権とは、協定債権のうち、清算株式会社との間の金銭消費貸借契約に基づき関東塩業株式会社及び株式会社サンモリッツエンタープライズが清算株式会社に対して有する貸金返還請求債権をいう。
2　貸金返還請求債権の弁済及び免除
⑴　関東塩業株式会社
①　清算株式会社は、本協定の認可決定確定後清算業務結了時までに、関東塩業株式会社に対し、1,000,000円を支払うこととするが、次号の定めに従う。
②　清算業務結了時において、清算株式会社が有する現預金から、清算結了までに発生する一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続きのために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続きに関する清算株式会社に対する費用請求権を弁済するために必要な金額（以下、「必要金額」という）を控除してなお残額が存する場合は、その残額を前号の金額に追加して関東塩業株式会社に対し支払う。必要金額に不足を生ずる場合は、前①の金額から同不足額を控除して関東塩業株式会社に対し支払う。
③　関東塩業株式会社は、前①及び②の弁済を受けたときに、残余の貸金返還請求債権を放棄する。
⑵　株式会社サンモリッツエンタープライズ
①　清算株式会社は、本協定の認可確定後遅滞なく、株式会社サンモリッツエンタープライズに対して、150,000円を支払う。
②　株式会社サンモリッツエンタープライズは、前①の弁済を受けたときに、残余の貸金返還請求債権を放棄する。
以上
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（ヒ）第２０１１号
東京都中央区京橋１丁目14番５号
清算株式会社　ＣＤＳコンストラクショングループ株式会社
代表清算人　鹿納　達也
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　略称
本協定においては、次のとおり用語を略称する。

	（略称）
①　ＣＤＳコンストラクショングループ株式会社	清算株式会社
②　別表「弁済予定表」	別表
③　別表「債権者名」欄記載の各債権者	債権者
④　平成28年２月４日（特別清算手続開始決定日）	基準日

2　端数の処理
権利の変更の結果生ずる１円未満の端数は四捨五入する。
3　弁済の場所
本協定における弁済は、債権者の指定する銀行口座宛振り込む方法により実施する。
但し、振込手数料は、債権者の負担とする。
4　債権の合算・債権者の変更
本協定による権利の変更・弁済額の算定にあたっては、債権の種類、発生日、発生原因等の如何にかかわらず、債権者毎に全ての債権を合算して一つの債権とみなし、弁済額を決定する。
なお、基準日以降に債権の譲渡等により債権者に変更があっても、当該変更前の債権者の債権を基準として弁済額を算定する。
第２　特別清算債権
1　定義
本協定の対象となる特別清算債権とは、基準日までの原因に基づいて発生した協定債権をいう。
2　債権債務の確認
債権者と清算株式会社とは、債権者が清算株式会社に対して基準日現在有している債権元本の総額が、別表「債権元本額」欄記載の各金額（以下「本件債権」という。）であることを相互に確認する。
3　特別清算債権の弁済
⑴　第一回弁済
①　特別清算債権に対する第一回弁済は、本件債権を基準として行う。
②　債権者は、特別清算債権につき、以下の定めによる権利の変更を受けて、第一回弁済を受ける。
㋐　弁済額
特別清算債権に対する第一回弁済は、別表「第一回弁済予定額」欄の「合計」欄記載の金額を基に、債権者の本件債権にて按分した金額を㋑記載の方法により支払うことにより行う。
その金額は、別表「第一回弁済予定額」欄記載のとおりである（以下「第一回弁済額」という。）。